

IV. 信用供与の手段：約束手形

1. 約束手形の振出と手形行為

1. 1. 約束手形の振出（手78条1項、28条1項）

要式証券性：記載事項の法定

統一手形用紙・統一小切手用紙と私製手形

Cf.東京地判平成15年11月17日判時1839号83頁

1. 2. 手形の記載事項

(1) 記載事項の分類

必要的記載事項（手形要件）：手1条、75条、小1条

記載の欠缺（手2条、76条、小2条）と白地手形

任意的（有益的）記載事項

無益的記載事項

有害的記載事項

(2) 約束手形の必要的記載事項

①約束手形文句（手75条1号）

②支払約束文言（手75条2号）

Cf.手形の無因性

③手形金額（手75条2号）

複記した金額の矛盾の処理（手6条、77条2項）

最判昭和61年7月10日民集40巻5号925頁（VI-18）

当座勘定規定6条

④満期日（手75条3号）

満期の種類（手33条）

最判昭和44年3月4日民集23巻3号586頁

満期の白地（Cf.手2条2項、76条2項）

⑤支払地（手75条4号）

第三者方払い（手4条、77条2項）

⑥受取人（手75条5号）

受取人の白地

当座勘定規定17条

⑦振出日と振出地（手75条6号）

最判平成9年2月27日民集51巻2号686頁

振出日の白地

⑧振出人の署名（手75条7号）

署名と記名・捺印（手82条、小67条）

通称／芸名での署名

（4）手形・小切手の文言証券性と客観解釈の原則

最判昭和47年2月10日民集26巻1号17頁（VI-4）

1. 3. 手形行為

（1）手形行為

振出、裏書、引受、保証など

手形行為の性質：要式性・書面性、無因性（抽象性）、文言性、独立性

（2）形式的要件：署名

（3）実質的要件：手形行為論—交付欠缺

学説

交付契約説

+権利外観法理

発行説

創造説

* 転得者の保護の必要性

判例

最判昭和46年11月16日民集25巻8号1173頁（VI-7）

福岡高裁宮崎支判昭和48年10月3日金判388号7頁

東京高判昭和47年4月14日判時668号82頁

(5) 法律行為に関する民法上の規定の適用
権利能力・意思能力・行為能力

意思表示の瑕疵

詐欺（最判昭和25年2月10日民集4巻2号23頁：VI-6）

錯誤（最判昭和54年9月6日民集33巻5号630頁：VI-5）

1. 4. 他人による手形行為・小切手行為と無権限取引

(1) 他人による手形行為

代理方式

機関方式

署名の代行と記名・捺印の代行

法人の場合は不可（最判昭和41年9月13日民集20巻7号1359頁：VI-2）

(2) 無権代理と偽造

本人の責任

無権代理の場合：表見代理

偽造の場合：表見代理の類推（最判昭和43年12月24日民集22巻13号3382頁：VI-9）

転得者との関係

最判昭和36年12月12日民集15巻11号2756頁（VI-8）

最判昭和45年3月26日判時587号75頁

最判昭和36年6月9日民集15巻6号1546頁（VI-12）

無権代理人・偽造者の責任

無権代理人の責任（手8条、77条2項）

偽造者の責任（最判昭和49年6月28日民集28巻5号655頁：VI-10）

代理権の濫用

利益相反取引（最大判昭和46年10月13日民集25巻7号900頁：I-103）

(3) 他人の名義の利用

手形行為者が他人の名称を自分の手形行為に利用

最判昭和43年12月12日民集22巻13号2963頁（VI-1）

名義使用の許諾者の責任

最判昭和42年6月6日判時487号56頁

1. 5. 手形・小切手関係と原因関係

(1) 手形・小切手の振出の原因関係への影響

「支払に代えて」、「支払いのために（支払の方法として）」、「担保のために」

当事者の意思が不明確な場合

最判昭和23年10月14日民集2巻11号376頁（VI-33）

(2) 手形・小切手債権、原因債権の行使等

原因債権の行使と手形・小切手の返還

手形・小切手債権の行使と原因債権の消滅

原因債権の消滅時効

2. 手形・小切手の裏書と善意者の保護

2. 1. 手形上の権利の移転方法と裏書の方式

(1) 裏書の効力

権利移転効力（手14条1項・77条1項1号（以下省略）、小17条1項）

担保的効力（手15条1項、小18条1項）

資格授与的効力（手16条1項、小19条）と善意取得（手16条2項、小21条）

人的抗弁の切断（手17条、小22条）

(2) 法律上の当然の指図証券（手11条1項、小14条1項）

単純な裏書（手12条1項、小15条1項）

一部裏書の禁止（手12条2項、小15条2項）

Cf.電子記録債権法43条

裏書禁止手形等

裏書禁止手形（手11条2項、小14条2項）

裏書禁止裏書（手15条2項、小18条2項）

無担保裏書（手15条1項参照、小18条1項参照）

裏書によらない手形上の権利の移転

指名債権譲渡の方法による移転

一般承継

(3) 裏書の方法

記名式裏書

白地式裏書(手13条2項、小16条2項)

*白地式裏書のある手形の譲渡方法

持参人払式裏書(手12条3項、小15条2項)

2. 2. 手形行為独立の原則

手7条・77条2項、小10条

手形所持人が前提行為の無効について悪意である場合

Ex. A → B、B(偽造) → C(悪意)、C → D(悪意)

2. 3. 裏書の連続と権利移転の推定

(1) 意義と効果

受取人から最終の被裏書人まで、直前の被裏書人(受取人)と裏書人が同一

資格授与的効力(手16条1項1号・77条1項1号)

手形所持人の権利者としての推定

手形債務者による反証

Cf.最大判昭和45年6月24日民集24巻6号712頁(VI-23)

善意取得(手16条2項)、支払免責(手40条3項・77条1項3号)の要件

(2) 裏書の連続の判断

外観的・客観的判断と記載の解釈

法人が介在する場合

受取人A社、裏書人A社代表取締役B

受取人A社、裏書人A社B

受取人A社B、裏書人B(最判昭和30年9月30日民集9巻10号1513頁:VI-22)

受取人A社B、裏書人A社代表取締役B

受取人B、裏書人A社代表取締役B

実質的な権利移転の有無

偽造・変造による裏書の介在

最判昭和49年12月24日民集28巻10号2140頁

相続等による権利の承継

白地式裏書、裏書の抹消、被裏書人欄の抹消

白地式裏書（手16条1項第2文、第4文）

裏書の抹消（手16条1項第3文）

被裏書人欄のみの抹消（最判昭和61年7月18日民集40巻5号977頁：VI-24）

（3）裏書が不連続の場合の権利行使

架橋説

最判昭和31年2月7日民集10巻2号27頁

2. 4. 善意取得

（1）意義

手16条2項

手形取得者の調査コストの軽減

盗難・紛失のリスクの配分

（2）要件

①裏書の連続

手16条2項本文

一部が不連続の場合

②善意無重過失

16条2項但書

証明責任は手形債務者側

重過失の認定

疑念を抱いてしかるべき事情の存在と、振出人・支払担当銀行への照会

東京地判平成11年6月30日判タ1015号238頁

東京高判平成12年8月17日金判1109号51頁

③裏書による取得

④無権利者からの取得

権利者からの取得行為に瑕疵がある場合

伝統的通説

有力説

Cf.最判昭和35年1月12日民衆14巻1号1頁(VI-13)

2. 5. 人的抗弁の切断

(1) 物的抗弁と人的抗弁

物的抗弁

- ①手形の方式の不備
- ②手形債務の有効な成立を否定する事由
- ③手形上の有効な記載に基づく抗弁
- ④その他

人的抗弁

- ①原因関係の瑕疵、原因債権の消滅、手形外の特約
- ②手形行為の意思表示の瑕疵
- ③手形上の権利の消滅
- ④無権利者の抗弁

(2) 当事者間での人的抗弁の対抗

人的抗弁は当事者間では対抗可能
手形関係の無因性との関係

(3) 人的抗弁の切断

手17条本文

手形取得者の調査コスト軽減と手形債務者にとっての便益
原因関係上のトラブルのリスク等の配分

(4) 悪意の抗弁

「害することを知りて」(手17条但書)の意義

河本フォーミュラ

大判昭和19年6月23日民集23巻378頁(VI-16)

最判昭和30年5月31日民集9巻6号811頁

最判平成7年7月14日判時1550号120頁

悪意か重過失か

最判昭和35年10月25日民集14巻12号2720頁

人的抗弁切断後の悪意の所持人

最判昭和37年5月1日民集16巻5号1013頁
最判昭和40年4月9日民集19巻3号647頁(VI-15)

融通手形の抗弁

融通手形の特殊性

最判昭和34年7月14日民集13巻7号978頁(VI-14)

Cf.交換手形について最判昭和42年4月27日民集21巻3号728頁

(5) 後者の抗弁と二重無権の抗弁

後者の抗弁

権利濫用(最大判昭和43年12月25日民集22巻13号3548頁:VI-17)

二段階創造説+権利移転行為有因論

二重無権の抗弁

最判昭和45年7月16日民集24巻7号1077頁

2. 6. 特殊な裏書

(1) 権利移転を目的とするもの

無担保裏書(15条1項参照)

裏書禁止裏書(15条2項)

戻裏書(11条3項)

期限後裏書(20条)

(2) 取立委任裏書

公然の取立委任裏書(手18条)

隠れた取立委任裏書

資格授与説と信託裏書説

裏書人に対する人的抗弁の対抗

最判昭和54年4月6日民集33巻3号329頁

被裏書人に対する人的抗弁の対抗

被裏書人からの被裏書人

(3) 質入裏書

公然の質入裏書(手19条)

隠れた質入れ裏書

2. 7. 手形・小切手の変造と白地の不当補充

(1) 手形・小切手の変造

変造前の署名者の責任と変造後の署名者の責任（手 69 条・77 条 1 項 7 号）

(2) 白地の不当補充

不当補充された白地手形の取得（手 10 条・77 条 2 項）

未補充の白地手形の取得（最判昭和 36 年 11 月 24 日民集 15 卷 10 号 2536 頁：VI-20）

補充権を与えていない場合（最判昭和 31 年 7 月 20 日民集 10 卷 8 号 1022 頁：VI-19）

3. 手形保証・小切手保証

手形保証（手 30 条・31 条・77 条 3 項、小 25 条・26 条）

手形債務についての民事保証

隠れた手形保証

手形保証の附従性（手 32 条 1 項、小 27 条 1 項）

手形保証の独立性（手 32 条 2 項、小 27 条 2 項）

主債務者の人的抗弁の手形保証人による援用の可否

Cf.最判昭和 30 年 9 月 22 日民集 9 卷 10 号 1313 頁

最判昭和 45 年 3 月 31 日民集 24 卷 3 号 182 頁（VI-25）

4. 手形・小切手の支払と遡求

4. 1. 支払呈示と支払

(1) 支払いのための呈示

取立債務（商 516 条 2 項）

支払呈示期間

満期日+2 取引日以内の呈示（手 38 条 1 項・77 条 1 項 3 号）

振出日から 10 日以内（小 29 条 1 項）

支払呈示期間後の呈示（最大判昭和 42 年 11 月 8 日民集 21 卷 9 号 2300 頁：VI-26）

手形所持人の取引銀行への取立委任

振出人の取引銀行支店への呈示

手形交換所（手 38 条 2 項、小 31 条）

白地未補充の手形の呈示

最判昭和 41 年 10 月 13 日民集 20 卷 8 号 1632 頁

当座勘定規定 17 条・1 条 2 項

手形の不渡りと銀行取引停止処分

不渡り事由（東京手形交換所規則 63 条）と異議申立制度（同規則 64 条 1 号・67 条）
銀行取引停止処分（同規則 62 条・65 条）
当座勘定規定 23 条 3 項、銀行取引約定書 5 条 1 項 2 号

（2）支払いと免責

受戻証券性（手 39 条 1 項、小 34 条 1 項）
一部支払（手 39 条 2 項・3 項、小 34 条 2 項・3 項）

無権利者である手形所持人への支払による免責（手 40 条 3 項、小 35 条）

満期後における支払
裏書の連続のある手形の所持人への支払
悪意重過失がないこと（最判昭和 44 年 9 月 12 日判時 572 号 69 頁：VI-27）
受領権限のない者への支払

支払委託を受けた銀行による偽造手形の支払

当座勘定規定 16 条 1 項
最判昭和 46 年 6 月 10 日民集 25 卷 4 号 492 頁（VI-11）

満期前の支払

所持人の受領拒否権（手 40 条 1 項）
免責なし（手 40 条 2 項）

（3）支払いの猶予

支払猶予の特約
手形の書換え
最判昭和 35 年 2 月 11 日民集 14 卷 2 号 184 頁
最判昭和 54 年 10 月 12 日判時 946 号 105 頁（VI-28）

4. 2. 遡求

（1）遡求義務者と遡求義務の内容

遡求と再遡求
約束手形の振出人の責任（手 78 条 1 項・28 条 2 項）
合同責任（手 47 条 1 項・77 条 1 項 4 号、小 43 条）
手形金額＋満期からの 6%の利息＋遡求にかかった費用（手 48 条 1 項、小 44 条）

再遡求：以上の金額＋遡求義務履行時からの6%の利息＋費用（手49条、小45条）

(2) 遡求の要件

満期における支払いの拒絶（手43条柱書）

満期前の遡求（最判昭和57年11月25日判時1065号182頁）

支払呈示期間内の呈示

支払拒絶証書の作成（手44条1項、小39条・40条）

統一手形用紙による作成免除（手46条1項、小42条）

遡求義務者への通知（手45条、小41条）

(3) 遡求義務の履行と人的抗弁

遡求義務者に対する抗弁

遡求権利者に対する抗弁

(4) 手形割引と手形の買戻請求権

経済実質：割引依頼者への手形を担保とした融資

法的性質：消費貸借か手形の売買（銀行取引約定書6条1項）か

最判昭和48年4月12日金判373号6頁（VI-34）

最判昭和51年11月25日民集30巻10号939頁（VI-35）

大阪高判昭和54年9月5日判時953号118頁

4. 3. 手形訴訟

手続（民訴350条以下、民訴規則213条以下）

仮執行の容易化（民訴259条2項・403条1項5号）

4. 4. 手形の喪失と公示催告・除権決定

民法施行法57条

非訟事件手続法141条以下

除権決定の効果

最判平成13年1月25日民集55巻1号1頁（VI-31）

5. 手形・小切手上的権利の消滅と利得償還請求権

5. 1. 消滅時効

手形債権の短期消滅時効（手70条・77条1項8号、小58条）

時効の中断

最判昭和39年11月24日民集18巻9号1952頁(VI-29)

最判昭和62年10月16日民集41巻7号1497頁(VI-30)

白地補充権の消滅時効

満期以外が白地の場合

満期が白地の場合

5. 2. 利得償還請求権(手形法85条、小切手法72条)

手形債権の消滅しやすさ故の不公平の是正

手形振出しの目的である原因関係の決済の実現

①A→支払いに代えて→B

②A→支払いのために→B

③A→支払いに代えて→B、B→支払いに代えて→C

④A→支払いのため→B、B→支払いに代えて→C

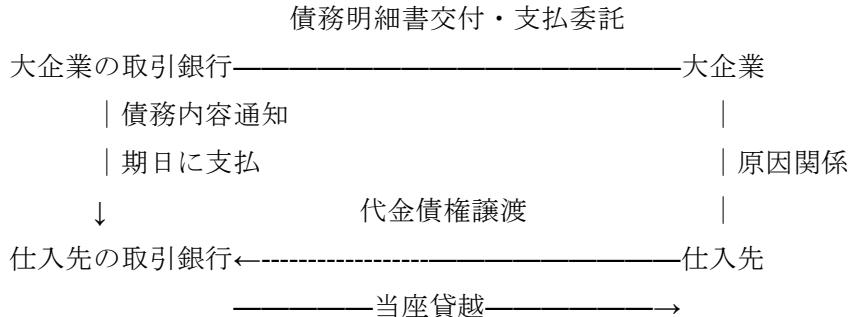
最判昭和43年3月21日民集22巻3号665頁(VI-32)

⑤A→支払いに代えて→B、B→支払いのために→C

⑥A→支払いのため→B、B→支払いのために→C

V. 一括支払システムと電子記録債権

1. 一括支払システム



2. 電子記録債権

2. 1. 概要

電子記録債権：電子債権記録機関における記録が発生・譲渡の要件である金銭債権

電子記録債権法と電子債権記録機関の業務規程

利用方法：約束手形の代替 Cf. でんさいネット <https://www.densai.net/>

民法上の指名債権（シンジケートローン、売掛債権等）の流動化

2. 2. 電子記録債権の発生

発生記録による発生（15条）

必要的記録事項（16条1項）と任意的記録事項（同2項）

電子記録債権の内容（9条1項）

不実の電子記録についての記録機関の責任（10条・11条）

無権限者による請求を受け付けた記録機関の責任（14条）

2. 3. 電子記録債権の譲渡

譲渡記録が効力要件（17条）、分割譲渡可能（43条）

電子記録名義人の資格推定的効力（9条2項）

譲渡人の担保責任の不存在、電子記録保証（31条）

善意取得（19条1項）と人的抗弁の切断（20条）

2. 4. 電子記録債権の支払

支払による消滅（21条）と支払等記録（24条）

電子債権記録機関＝債務者＝債務者取引銀行の間の口座間送金決済契約（62条・63条）

不渡り・銀行取引停止処分